

魚津市告示第157号

魚津市児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について
魚津市児童健全育成事業補助金交付要綱（平成6年魚津市告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月19日

魚津市長 村椿 晃

様式第1号から様式第7号まで中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。